

## ○国立大学法人新潟大学共同研究経費取扱細則

(令和元年11月6日細則第40号)

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人新潟大学共同研究取扱規程(平成18年規程第32号)第13条第1項の規定に基づき、国立大学法人新潟大学(以下「本学」という。)における共同研究経費の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(共同研究の分類)

第2条 共同研究の分類は、次のとおりとする。

(1) 組織型共同研究 地域創生推進機構(以下「機構」という。)が、企業等(企業、その他外部の機関又は個人をいう。以下同じ。)との契約に際し積極的な支援を行う次のいずれかに該当する共同研究をいう。

イ 共同研究講座又は共同研究部門(以下「共同研究講座等」という。)を設置するもの

ロ 次条第1号に規定する直接経費の額が単年度500万円以上のもの

ハ 本学が所有する特殊な施設又は設備を使用するもの

ニ その他本学が機構による支援が必要と認めたもの

(2) 個人型共同研究 組織型共同研究以外の共同研究をいう。

(経費区分)

第3条 企業等は、本学が共同研究に要する次に掲げる経費の合算額を負担するものとする。

(1) 直接経費 謝金、旅費、消耗品費、備品費、特任教員等の人件費、企業等研究員の研究料等の共同研究の内容に応じて算定する経費をいう。

(2) 産学連携強化経費 次に掲げるものを合算した経費をいう。

イ 教員人件費相当額 共同研究を行う専任教員の人件費を勘案して定める額

ロ 施設設備維持管理費相当額 共同研究の用に供する本学が所有する施設・設備の維持・管理に必要な経常経費を勘案して定める額

(3) 間接経費 前2号以外に必要な経費を勘案して定める経費をいう。

(組織型共同研究の産学連携強化経費)

第4条 組織型共同研究における産学連携強化経費は、次に掲げるところにより企業等と合意した額とする。

(1) 第2条第1号イの規定に該当する場合は、共同研究講座等を担当する教員の人数、施設設備の使用状況等を勘案し、機構が必要な調整を行うものとする。

(2) 第2条第1号ロの規定に該当する場合の教員人件費相当額については、次の表に掲げる基準額に当該共同研究へのエフォート(年間の全仕事時間(研究、教育、医療活動等を含む。))を100%とする場合、そのうち当該共同研究の実施に必要な時間の配分率をいう。原則として5%以上とする。)を乗じて得た額を基礎とし、機構が必要な調整を行うものとする。

職位	基準額
教授	12,006,000 円
准教授	9,688,000 円
講師	8,872,000 円
助教	7,491,000 円

(3) 第2条第1号ハの規定に該当する場合の施設設備維持管理費相当額については、当該施設の貸付料、施設の維持管理に必要な経費、当該設備の減価償却費相当額、当該共同研究への施設・設備の年間の使用割合等を勘案し、機構が必要な調整を行うものとする。

(4) 前3号の規定以外のものについては、研究内容に応じて機構が必要な調整を行うものとする。

(個人型共同研究の産学連携強化経費)

第5条 個人型共同研究における産学連携強化経費は、次に掲げるものの合算額とする。

(1) 教員人件費相当額 直接経費の8%に相当する額

(2) 施設設備維持管理費相当額 直接経費の2%に相当する額

(間接経費)

第6条 間接経費は、原則として直接経費の10%に相当する額とする。ただし、外国企業との共同研究その他特別な事情がある場合は、企業等と合意した額とする。

(本学の負担)

第7条 第3条から前条までの規定に基づき企業等が負担するもの以外の共同研究経費は、本学が負担するものとする。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、共同研究経費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、共同研究経費の取扱いについて次のいずれかに該当し、かつ、学長が認めた場合は、なお従前の例によることができる。

- (1) この細則の施行の日(以下「施行日」という。)の前に共同研究を開始したもの
- (2) 前号に掲げる共同研究の期間を施行日以後初めて延長するもの(延長する期間の開始日が令和3年3月31日までのものに限る。)